

茂原市小林土地活用事業審査基準

審査項目	審査内容	配点
資力 【様式8】	収益や資産、資本等からみて事業遂行するために必要な資力を有しているか。	10点
事業実績 【様式9】	実績の内容や実績における役割等から事業遂行できる経験等を兼ね備えているか。	10点
事業計画 【様式12-(1)(2)】	事業提案のコンセプトが、本事業の趣旨との整合性がとれ、地域活性化や事業継続のための集客性があり、適正な管理運営が可能な計画であるか。	10点
施設計画 【様式12-(3)】	事業提案の施設計画において、適切な施設配置や動線が計画されており、敷地全体のランドスケープが魅力的な景観の形成に資する計画であるか。	10点
小計		40点
価格点	(提案貸付料/最高提案貸付料) × 満点(60点)	60点
小計		60点
合計		100点

【配点基準】各項目について、下記の5段階で評価する。(価格点を除く。)

優れている	10点
やや優れている	8点
標準	6点
やや劣っている	4点
劣っている	2点

提案内容の評価

提案内容の評価は、各々の委員が審査基準に示す審査項目ごとに配点基準に基づいて、評価及び配点を行い、各委員の配点の平均点を評価点とします。なお、各審査項目の評価点は、小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位以上を有効点とします。

応募者の提案内容の評価が配点(40点)の50%未満の場合は、当該応募者を優先交渉権者等として選定しません。また、過半数以上の委員が「劣っている」とした審査項目が一つでもある場合も、当該応募者を優先交渉権者等として選定しません。